

## Client Alert

15 April 2026

### 本アラートに関する お問い合わせ先



吉田 武史  
パートナー  
03 6271 9723  
[takeshi.yoshida@bakermckenzie.com](mailto:takeshi.yoshida@bakermckenzie.com)



ドミニク・シャーマン  
パートナー  
03 6271 9496  
[dominic.sharman@bakermckenzie.com](mailto:dominic.sharman@bakermckenzie.com)



河邊美杉  
アソシエイト  
03 6271 9470  
[misugi.kawabe@bakermckenzie.com](mailto:misugi.kawabe@bakermckenzie.com)

## 国際仲裁アップデート No. 22

### 2025 年英国仲裁法 – 日本企業が知っておくべきこと

ロンドンとは、歴史的に国際仲裁の地として最も多く選ばれてきた場所となっている<sup>1</sup>。実際、2025 年においてもこの傾向は続いており、最近の調査では回答者の 34% がロンドンを仲裁地として第一候補として挙げている<sup>2</sup>。

こうした背景のもと、1996 年仲裁法に代わり、2025 年 10 月 1 日付けで「2025 年英国仲裁法」（以下、「2025 年仲裁法」）が施行された<sup>3</sup>。この改正は、仲裁法を現代化するという Law Commission の提言に基づくものであり、主要な仲裁地としての英国の評判を維持することを目的としている。

重要な点として、特定の法域ではロンドンを仲裁地として利用することが極めて一般的であり、イングランド・ウェールズ法は依然としてクロスボーダー契約において最も広く採用されている法の一つである。例えば、アフリカに関連する契約において、ロンドンは（これらの契約にイングランド法が適用されることに加えて）極めて一般的な仲裁地となっている<sup>4</sup>。したがって、2025 年仲裁法が日本の当事者にとって潜在的に重要となる理由の一つは、アフリカにおける日本企業の活動が活発化していることにある（これは、埋めるべきインフラの格差が大きいことが少なからず要因となっている）<sup>5</sup>。

本クライアント・アラートでは、2025 年仲裁法で導入された主な変更点とその背景にある理由、及びそれらの変更が及ぼす影響について整理する。

### 2025 年英国仲裁法 – 何が新しいのか？

#### (i) 準拠法

仲裁合意の準拠法は、仲裁合意自体の解釈や執行の方法を決定づけるため、極めて重要となる。これには、仲裁合意の有効性、仲裁可能範囲、及び強行法規との相互関係などの問題が含まれる。

2025 年仲裁法によれば、仲裁合意に準拠法に関する規定がない場合、仲裁地法が準拠法となる。

<sup>1</sup> 仲裁地とは、仲裁の法的場所を指し、審理が行われる物理的な場所とは異なる場合もある。仲裁は、仲裁の管轄地を決定し、いくつかの法的影響（仲裁手続を規律する手続法すなわち *lex arbitri* (仲裁地法)、裁判所の監督、及び仲裁判断の国籍等) をもたらすため、国際仲裁において極めて重要な概念である。

<sup>2</sup> ロンドン大学クイーン・メアリー校が実施した「2025 年国際仲裁調査」を参照：[2025 年国際仲裁調査 – 今後の道筋: 仲裁における現実と機会](#)

<sup>3</sup> 参照：[2025 年仲裁法](#)

<sup>4</sup> ロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA) の 2024 年案件報告書を参照：[LCIA の 2024 年次案件報告書](#)

<sup>5</sup> 例として、国際協力機構 (JICA) によるアフリカに関するプレゼンテーションを参照：[JICA.pdf](#)



コモン・ローの立場では、仲裁地がイングランド及びウェールズである場合であっても、仲裁合意がそれ以外の外国法準拠となるリスクがある。

2025 年仲裁法は、こうしたリスクに対応し、仲裁を手厚くサポートする法制度を有する英国をデフォルトの仲裁地とすることで、より明確な法的予測可能性を提供することを目的としている。

## (ii) 管轄権及び裁定に対する異議

2025 年仲裁法は、仲裁廷の管轄権及び仲裁判断に対する異議申立てに関し、多くの改正を行っている。

新規定によれば、裁判所に対する異議申立ては、以下の場合に限り行うことができる。

- 仲裁廷がその管轄権に対する異議について未だ判断を下していない場合、又は仲裁廷が既に当該問題について判断を下している場合

仲裁廷が（自ら又は裁判所により）紛争に対する管轄権を有しないと判断された場合でも、仲裁廷は、その時点までの仲裁手続の費用負担に関する決定を行うことができる。

## (iii) 仲裁人の開示義務

仲裁人は今後、自身の公平性について「正当な疑念を合理的に生じさせるおそれがある」あらゆる事情を、継続的に開示する法的義務を負う。これには、仲裁人が実際に知っている事情、又は合理的に知っていたはずとされる事情が含まれる。

今回の改正は、完全な独立性は、現実的ではなく実現可能ではないにせよ、当事者が仲裁人の選任について十分な情報に基づいた判断を下せるよう、仲裁人は手続とのいかなる関連性についても開示する必要がある、という共通認識に基づくものである。

## (iv) 仲裁人の免責

新たな規定は、仲裁人に対する既存の保護措置を強化するものである。

2025 年仲裁法は、既存の保護の範囲を拡大し、以下の場合を対象に含める。

- 仲裁当事者による申立てが認められ、仲裁人は解任される場合、仲裁人は、解任申立てにかかる費用について責任を問われない（ただし、悪意による場合は例外となる）。
- 自らの意思で辞任する場合、あらゆる事情を考慮した上で、その辞任が不当であると認められない限り、仲裁人は責任を負わない。

英国法委員会は、追加的な保護措置を推奨するにあたり、仲裁人が当事者による報復を恐れることなく確固たる公平な判断を下せるようにするためであると、仲裁人の免責の重要性を強調した。

## (v) 略式判決

略式判決は、主にコモン・ローの概念であり、明らかに根拠を欠く請求や抗弁を早期に却下することを可能にするものである。これにより、当事者は時間と費用を節約することができる。



当事者の「オプトアウト」の権利を条件として、請求又は抗弁に実質的な勝訴の見込みがない場合（つまり英国の裁判所が適用するのと同様の基準）、仲裁人は現在、略式判断を下す権限を明示的に付与されている。

仲裁人が略式判断を下す既存の権限を法典化することで、不当な請求の進行を防ぎ、不必要な費用の発生を抑制する取組が強化されることが期待される。

#### **(vi) 緊急仲裁人**

緊急仲裁人は、仲裁において本審裁が構成される前に緊急の暫定的な救済措置を提供し、時間的制約のある状況において権利を迅速に保護することを目的としている。

2025 年仲裁法は、緊急仲裁人の実務を明示的に認め、当事者が（十分な理由を示さずに）緊急仲裁人の命令又は指示に従わない場合、緊急仲裁人が強制力のある命令を発することができるかと規定している。

さらに、裁判所は、緊急仲裁人が発したそのような命令を執行する権限を明示的に付与された。

#### **(vii) 第三者**

英国の判例法において、裁判所が第三者に対して命令を下す権限を有するか否かについては、既存の判例法の下では不明確であったが 2025 年仲裁法によって解決された。

新法は、第三者に対する仲裁手続における裁判所の権限を、訴訟手続における裁判所の権限と整合させるものである。言い換えれば、裁判所は、第三者に仲裁手続への関与を義務付ける命令を下すことができることとなる。

第三者に対する命令は、仮差止命令、証拠の保全・収集、物品の売却などに関連するものが有り得る。

重要な点として、2025 年仲裁法は、当該命令の対象となった第三者に対し、裁判所の許可を申請することなく不服申立てを行う権利も明示的に規定している。

\*\*\*

2025 年仲裁法は、日本企業がその内容を十分に認識し、準備を整えておくべき重要な規定を施行するものです。そのため、既存の仲裁条項の見直しや、2025 年仲裁法の新たな概念が適切に反映されているかを確認することが考えられます。

本アラートで取り上げた事項についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。